

岩手県議会議員会館給食業務委託 仕様書

岩手県議会議員会館給食業務は、この仕様書及び事業計画書に基づいて履行するものとする。

1 業務の内容

受託者は、岩手県議会議員会館（以下「議員会館」という。）の食堂における食事の提供（献立の作成、食材の仕入れ、調理、盛付、食器具の洗浄等）、食堂及び調理人室の通常清掃及びこれらに付帯する業務を行うものとする。

2 施設の使用等

- （1） 委託者は、受託者に対し給食業務に従事する者（以下「従事者」という。）の休憩室として調理人室 19.52 m²を無償で供与する。
- （2） 委託者は、受託者に対し委託業務に必要な用水、電気及びガスを無償で提供する。受託者は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

3 食材等の調達

食材及び消耗品（おしぼり、洗剤、清掃用具等）の調達は、受託者が自己の資金で行うものとする。

4 給食の対象者

給食の対象者は、岩手県議会議員及び委託者が特に認める者（以下「利用者」という。）とする。

5 年間給食見込数

令和8年度における給食見込数は、概ね次のとおりである。

ア 朝食（定食）	4 食（岩手県議会議員	2 食、他利用者	2 食）
イ 朝食（お粥又はお茶漬け）	520 食（岩手県議会議員	520 食）	
ウ 昼食	90 食（岩手県議会議員	50 食、他利用者	40 食）

6 給食業務を行わない日

- （1） 土曜日、日曜日及び祝祭日。ただし、各定例会開会中（定例会会期の最終日が金曜日の場合にあつては、翌日の土曜日も会期中として取扱う）の土曜日、日曜日、祝祭日及び別に定める日は除く。
- （2） 8月14日から8月16日までの3日間及び12月29日から翌年の1月3日までの6日間。
- （3） 工事等の特別な事情がある場合に委託者が指示する日。

7 給食提供時間等

- （1） 給食提供時間
朝食は午前7時から午前8時30分まで、昼食は午前11時から午後2時までとする。
- （2） 朝食及び昼食（定食）の申込数量等の連絡
委託者は、受託者に対し朝食及び昼食（定食）の申込数量を前日の午後2時まで、取消数量を前日の午後3時までに連絡するものとする

8 給食メニューの設定

- (1) 朝食時は、定食（和食及び洋食）、お粥及びお茶漬け（インスタント可）を設定すること。
- (2) 昼食時は、定食、麺類、丼類等多種多様な設定とすること。

9 料金の設定等

(1) 料金設定

ア 朝食時における定食

岩手県議会議員及び元岩手県議会議員は 580 円、その他利用者は 630 円とすること。

なお、食材の額がこれと同程度となるよう配慮すること。

イ その他

あらかじめ委託者の承認を得たうえで、受託者が定めるものとする。

(2) 料金徴収

利用者からの料金徴収は、受託者が自らの責任において行うものとする。ただし、岩手県議会議員からの料金徴収については委託者が行い、後日、一月分をまとめて受託者に支払うものとする。

10 従事者

- (1) 受託者は、従事者を議員会館に配置すること。従事者のうち 1 名は、栄養士もしくは管理栄養士又は調理師の資格を有する者とする。
- (2) 受託者は、従事者の年 1 回以上の健康診断及び毎月の検便を実施し、その結果の写しを委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、従事者を配置したときは、議員会館給食業務委託従事者名簿（様式 2）に栄養士もしくは管理栄養士又は調理師の資格を証する書面の写し及び直近に受診した健康診断及び検便の結果を証する書面の写しを添え、委託者に提出すること。
- (4) 従事者は、給食業務に従事するときは一定の被服を着用し、給食業務従事者であることを明確にすること。被服は常に清潔を保つよう留意すること。
- (5) 作業に当たっては、常に頭髪、手指及び爪等の清潔保持に努め、作業の前後には必ず手指の洗浄及び消毒を実施すること。

11 業務管理

- (1) 受託者は、作業管理、衛生管理及び従事者の健康管理等について万全を期し、給食業務に支障をきたさないよう配慮すること。
- (2) 使用する厨房等は常に清潔にし、定期的に清掃するとともに、防鼠、防虫に万全を期さなければならない。
- (3) 什器・食器・器具類は衛生的に取り扱うとともに、いたずらに損傷や破損等が生じないように細心の注意をはらうこと。
- (4) 冷凍庫、冷蔵庫及び食品庫は常に清潔に管理するとともに、週 1 回以上の清拭消毒を実施すること。
- (5) 受託者は、給食業務を履行するにあたって問題等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告すること。

- (6) 受託者は、火気の取扱いに十分注意し、火災の予防に万全を期すこと。
- (7) 受託者は、給食業務により生じた食中毒等疾病について、その責めを負うこと。
- (8) 受託者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による飲食店営業の許可を取得すること。
- (9) 受託者は、製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入すること。
- (10) 受託者は、給食業務により発生したゴミ等を会館外の所定の場所に運搬すること。

(様式2)

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所

氏名

代表者氏名

印

議員会館給食業務委託従事者名簿

氏 名	年 齢	住 所	備 考